

化学物質リスクアセスメントについて

『業種・作業別マニュアルと解説テキスト』が公表されました

(厚労省 HP へ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html

令和6年度から全面的に施行された労働安全衛生法における新たな化学物質管理規制では、危険性・有害性が確認されている全ての化学物質について各事業場においてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき局所排気装置の設置、保護具の着用等労働者が取り扱う化学物質にばく露する程度を最小限にするための必要な措置を自ら選択し講じることが義務付けられました。

また、令和8年度には対象物質が約 2900 物質に拡大されることが決まっています。

この度厚生労働省より、事業者が適切な化学物質管理を実施できるよう、ホームページへ業種・作業別の化学物質管理マニュアル及びその解説テキストを公表したとの通知がありました。

つきましては、公表されたマニュアル及び解説テキストを参考にされ、リスクアセスメントにお役立ていただけますようご案内いたします。